

## 船橋市市民協働推進員の設置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、船橋市が市民、市民団体、事業者、学校及び行政など多様な主体との協働（以下「市民協働」という。）を積極的に推進するとともに、各所属が自らの責任と判断のもと、必要なサービスを将来にわたって安定的・継続的に実施するための取組みを推進していくため、総合調整的な役割を担う市民協働推進員（以下「推進員」という。）を設置することについて、必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、推進員を課等に設置する。

### (推進員)

第3条 推進員は、別表に掲げる課等の長（以下「課長等」という。）が、第5条に掲げる推進員の職務を勘案した上で、課等に所属する課長を補佐する職にある者を指名する。

ただし、課長等が特に必要と認めるとき又は課長補佐を置かない課にあっては、他の職にある者を指名することができる。

2 推進員は、指名を受けた職場を異動したとき、又は市長が必要と認めるときは、その任を解くものとする。

3 推進員の任期は、前項の規定によりその任を解かれた時までとする。

### (推進員の代理)

第4条 推進員が、事故等により継続して1か月以上その職務を行えないときは、当該期間については、課長等の指定する者がその職務を代理する。

### (推進員の職務)

第5条 推進員は、課長等の統括のもと、市民協働に関する調査、職員の意識啓発及び協働事業の提案に対する調整等のうち、推進員が所属する部課等に関わりのある市民協働の推進に関する職務について、市民協働課と連携してこれを行う。

### (課長等の職務)

第6条 課長等は、推進員を統括するとともに、積極的に市民協働の推進に努めるものとする。

(他部署の推進員との協議等)

第7条 推進員は、第5条に掲げる職務に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じて他部署の推進員と協議及び調整を行うものとする。

(研修)

第8条 推進員は、市民協働課等が行う市民協働に関する研修に積極的に参加し、市民協働に関する高い見識を持つよう努めなければならない。

2 推進員は、市民協働に関する職員の意識を向上させるため、各職員に対して研修を実施し、あるいは他の機関が実施する研修への積極的な参加を働きかけなければならない。

(総括)

第9条 推進員に関する事務は、市民協働課が総括する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

市長事務部局内の課等	4 1
危機管理課	
広報課	
市民の声を聞く課	
国際交流課	
政策企画課	
税務課	
市民税課	
債権管理課	
自治振興課	
市民協働課	
市民安全推進課	
健康政策課	
地域包括ケア推進課	
高齢者福祉課	
介護保険課	
包括支援課	
地域福祉課	
障害福祉課	
子ども政策課	
児童家庭課	
保育認定課	
公立保育園管理課	
地域子育て支援課	
療育支援課	
環境政策課	
環境保全課	
資源循環課	
廃棄物指導課	
クリーン推進課	
商工振興課	
農水産課	
消費生活センター	
都市政策課	
都市計画課	

都市整備課 公園緑地課 道路計画課 道路維持課 下水道河川計画課 下水道河川管理課 住宅政策課	
<b>第一種事業所</b> ※注 1	4
<b>消防局内の課等</b> ※注 2	2
<b>教育委員会事務局内の課等</b> 児童・生徒防犯安全対策室 社会教育課 文化課 青少年課 生涯スポーツ課	5
<b>教育機関 課相当</b> ※注 3	8
<b>合計</b>	60

#### 別表の内訳

##### 第一種事業所における課等（注 1）

保健所 保健総務課

地域保健課

健康づくり課

衛生指導課

##### 消防局内の課等（注 2）

予防課

警防指令課

##### 教育委員会の教育機関における課等（注 3）

中央公民館

東部公民館

西部公民館

北部公民館

高根台公民館

西図書館

市民文化ホール

郷土資料館